

第2回栃木県特別職報酬等審議会の結果について

【概要】

- 1 開催日時 令和7(2025)年11月19日(水) 13時30分から14時30分まで
- 2 開催場所 栃木県職員会館ニューみくら207会議室
- 3 出席委員 池田会長ほか 委員9名
- 4 会議の結果

○審議事項（非公開）

- ・議会の議員の議員報酬の額及び副知事の給料の額
- ・改定の実施時期

(参考)

栃木県特別職報酬等審議会の結果を12月に答申予定

特別職報酬等審議会委員名簿

宇都宮 大学 学長 池田宰

栃木県社会福祉協議会会長 石崎金市

株式会社下野新聞社取締役 岩村由紀乃

日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 大柿美紀

栃木県女性団体連絡協議会会長 川井正枝

栃木県銀行協会会長 清水和幸

株式会社 とちぎテレビ代表取締役社長 須藤揮一郎

栃木県労働委員会会長 橋本賢二郎

栃木県中小企業団体中央会会長 横倉正一

栃木県農業協同組合中央会農業対策部長 和久井要子

(五十音順、敬称略)

○栃木県特別職報酬等審議会条例

昭和39年7月1日

栃木県条例第55号

栃木県特別職報酬等審議会条例をここに公布する。

栃木県特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬等の額並びに知事及び副知事の給料、退職手当等の額（以下「議員報酬等の額」という。）について審議するため、栃木県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平18条例51・平20条例35・一部改正）

(所掌事項)

第2条 知事は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

（平18条例51・一部改正）

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、栃木県の区域内の公共的団体の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が委嘱する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営管理部において処理する。

（平18条例49・一部改正）

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年条例第49号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。